

審 査 基 準

平成 27 年 4 月 1 日 作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第 24 条第 1 項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の輸入の許可
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 火薬類取締法第 24 条第 1 項及び第 2 項（猟銃用火薬類等の輸入の許可）、第 50 条の 2（猟銃用火薬類等の特則） ・ 火薬類取締法施行令第 12 条（政令で定める火薬） ・ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 9 条第 1 項（輸入の許可の申請）、第 13 条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準： ・ 銃砲を所持又は輸入しない者が実包を輸入しようとする場合等火薬類の輸入の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標 準 処 理 期 間：5 日
申 請 先：警察署生活安全課
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課（電話 022-221-7171）又は警察署生活安全課
備 考：